

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について

(1) 問合せ件数

平成15年8月1日～平成15年8月31日 50件

(2) 内訳

食品安全委員会関係	4 件
食品健康影響評価関係	12 件
食品安全基本法関係	5 件
リスク管理一般関係 (うち食品表示に関するもの)	24 件 (7 件)
その他	5 件

(3) 問合せの多い質問 (FAQ: Frequently Asked Question) とその回答

Q. 食品安全委員会は、どのような組織で、どのようなことを行うのですか。

A. 食品安全委員会は、7名の科学的知見を持った専門家で構成されています。また、食品安全委員会のもとに専門の事項を調査審議する専門調査会が設置されています。

食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等を行う厚生労働省や農林水産省などのリスク管理機関から独立して、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価(リスク評価)を行う機関です。

リスク評価は、具体的には、食品に含まれる可能性のある病原菌、添加物、農薬などの危害要因が、人の健康に与える影響についての評価を実施します。また、必要がある場合は、関係大臣への勧告なども行います。

さらに、食品の安全性について、消費者、食品関連事業者などの関係者相互間における情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)を推進するとともに、重大な食品事故が発生した場合等の緊急の事態への対応などを図っていきます。

(参考)

Q. リスク評価はどのように行われるのですか。

A. 食品安全委員会は、食品の安全性について科学的データに基づき客観的かつ中立公正に評価を行います。

例えば、新たに添加物として指定を受けたい物質がある場合、その安全性に
し

その物質の一般的な毒性を調べる90日反復投与毒性試験や1年間反復投与
毒性試験

胎児に奇形が生じるかどうかを調べる催奇形性試験
発がん性があるかどうかを調べる発がん性試験
アレルギー性を調べる抗原性試験
遺伝子を傷害するかどうか調べる変異原性試験
などの様々な試験の成績が厚生労働省に提出されます。

この委員会は、それらの試験成績等を踏まえ、その物質の安全性を科学的に評価します。

評価の結果は、例えば、1日許容摂取量（A D I：Acceptable Daily Intake）として示されます。A D Iとは、人が生涯にわたり毎日摂取しても健康上の問題が生じない体重1kgあたりの量です。

A D Iの設定は、その物質の毒性に関する各試験において何ら毒性影響が認められなかった量の中で最も小さいものをその物質の無毒性量として求め、さらに、この無毒性量に人と動物の違い（種差）や個体差を勘案し、通常は100倍の安全性を見込んで行われます。

Q．食品添加物としてのコウジ酸の発がん性が食品安全委員会によって評価されましたが、こうじ菌を用いて製造されている食品は安全と考えていいですか。

A．7月24日に、食品安全委員会で評価された食品添加物「コウジ酸」は、味噌、しょう油等の製造に用いられる麹菌を培養して得られる抗菌作用を持った物質です。コウジ酸と麹菌は同じものではありません。

麹菌を用いて製造される、味噌、しょう油、酒等の食品については、

我が国の伝統食品として長い歴史を有するものであること、

麹菌を製造に用いる食品においては、コウジ酸も産生されるが、食品中の微生物、酵素等によって分解されると報告されていること、

動物実験で腫瘍の発生が見られた濃度に比べ、製品中のコウジ酸濃度は現時点においては極めて限られたものであること、

などから、特段の措置を講じる必要はないとされています。

Q．アマメシバは、生で食べれば安全と聞いたのですが、本当なのですか。

A．9月4日に、食品安全委員会では、厚生労働省の要請により、「サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取することが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品」について健康影響評価を行い、「アマメシバ粉末（これを錠剤にしたものを含む）の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない」と回答したところですが、これは、生鮮アマメシバについて健康影響評価を行ったものではありません。

一方、厚生労働省の9月5日の記者発表によれば、「生鮮食品としてのアマメシバを通常の方法で摂取することについては今のところ問題がないと考えている」と発表しています。

(参考)

マレーシアなど伝統的に調理したものを食用としてきた地域での被害例は報告されていない。

台湾では、生鮮アマメシバをそのまま絞ってジュースとして大量に飲むことで健康被害が発生したと報告されている。

Q . 食品安全基本法の成立日、公布日、施行日はいつですか。

A . 食品安全基本法は、平成 1 5 年 4 月 2 2 日に衆議院で可決、同年 5 月 1 6 日に参議院で可決し、成立しました。

また、公布日は、同年 5 月 2 3 日で、同年 7 月 1 日に施行されました。

Q . 食品の表示について問い合わせる場合の窓口を教えてください。

A . 食品衛生法及び J A S 法に基づく食品表示について、一元的な相談に応じるため、昨年 1 2 月より厚生労働省と農林水産省の連携のもと、相互に担当者を派遣し、次のとおり食品の表示に関する一元的な相談窓口が開設されております。

名 称	社団法人日本食品衛生協会 食品安全情報相談室	独立行政法人農林水産消費技術センター 表示指導課
電 話	0 3 - 3 4 0 3 - 4 1 2 7	0 4 8 - 6 0 0 - 2 3 6 6
開設日時	毎週月曜日 (休日・祝日及び12月29日から1月4日までを除く) 10:00~12:00、13:00~16:00	毎週水曜日 (休日・祝日及び12月29日から1月3日までを除く) 10:00~12:00、13:00~16:00